

第5章 北海道開拓民の労働と遊び

桑原真人

一、はじめに

本稿の課題は、近代の北海道開拓をその根底において支えていた一般の開拓移民にとって、日常生活でのなかば義務的とも言うべき開拓労働はどのように意識されていたか、そして、彼らの労働観とは一体どのようなものであったか、また、それを補完するものとしての余暇ないしは遊びとは、どのようにして実現されていたかを明らかにすることである。

ただし、これまでの近代北海道開拓史研究においては、開拓労働の持続的、継続的な遂行はいわば自明のこととみなされており、その前提ともいうべき、開拓移民の労働観といった研究テーマに関しては、研究業績はほとんど無に等しいといっても過言ではない。わずかに、「北海道開拓のエネルギー」もしくは「精神」のあり方を、「一般移民のエネルギー」との関連で考察し、その中核にあるのは、いわゆる「伝統的な通俗道徳を規範とする禁欲的自己規制力」と「民間信仰」であることを明らかにした、ひろた・まさき「北海道開拓民衆精神史研究序説」(同著『文明開化と民衆意識』青木書店、1980年)が存在するに過ぎない。

そこで、本稿では、このひろた氏の研究や、同氏によって、「北海道開拓精神史」研究のパイオニアと目された榎本守恵『北海道開拓精神の形成』(雄山閣、1976年)などの研究に導かれながら、前記の課題についての考察を進めてゆきたい。

二、近代北海道開拓史の概観

まず最初に、近代北海道における開拓の進展についてごく大づかみに触れておこう。

一般に、近代北海道開拓の歴史的起点は、1869年(明治2)7月の開拓使設置に求められる。それ以前の北海道は蝦夷島と称され、渡島半島の先端の松前に、和人政権である松前藩が拠点をおくのみであった。米作の未成立の故に「無高大名」とみなされた松前藩は、したがって、蝦夷島の先住民であるアイヌ民族との交易に、その経済的基盤を置いていたのである。

すなわち、1604年(慶長9)、徳川家康より与えられた黒印状によって、蝦夷島でのアイヌ交易権の独占を認められた松前藩は、①蝦夷島を和人の支配する「和人地」と、アイヌ民族の居住する「蝦夷地」とに区分し、②その上で同藩は、いわゆる商場知行制を採用し、アイヌ民族との独占的交易を実現していた。

この商場知行制は、近世初期の松前藩主・上級家臣による直接交易から、やがて商人請負

(場所請負制)に転換してゆくが、このような松前藩の仕組みは、幕末における2度の幕府直轄期を経ても、基本的に維持されていた。そして、和人地と蝦夷地との境界は、近世を通してほぼ渡島半島の付け根の部分にあった。

以上のような松前藩の構造的特徴に加えて、近世の幕藩体制社会は、農民の土地緊縛を前提とする封建社会であったことが、蝦夷島への移民の送出を原則として阻止する結果となり、これらの諸事情が相まって、和人による近世の蝦夷島の開拓は、ほとんど進まなかった。

1868年の明治維新によって成立した維新政権は、廃藩置県、徴兵制、秩禄処分、地租改正、殖産興業などの近代的諸政策を相ついで実施したが、その過程で農民に対する土地所有権や職業・住居の自由が認められ、これらは、やがて北海道への大量の開拓移民を供給する前提条件を形成したのである。

さて、蝦夷地を「皇国ノ北門」と位置づけ、その早急な開拓を望む維新政府は、1869年7月、太政官の中に開拓使を設置したが、開拓使は、68年4月に設置された箱館裁判所やその後身の箱館府とは異なって中央の行政機関であり、その権限ははるかに強力であった。開拓使設置後の翌8月、蝦夷地は「北海道」と改められ、11ヶ国86郡が置かれた。

このようにして、北海道・樺太・千島を管轄地域とする開拓使の北海道経営が開始されるが、この開拓使による北海道の経営は、

- ① 1869年～1871年
- ② 1872年～1881年

の二段階に分けることができる。①の時期には、創設されたばかりの開拓使に、北海道を中心とする北方地域の開発を行う財政的余力はほとんどなかった。わずかに北海道開発の拠点としての札幌本府の建設や、旧封建権力ともいべき諸藩を利用しての、いわゆる分領支配による北海道の開発が、細々と行われていたにすぎない。

しかし、1870年5月、黒田清隆が樺太問題担当の次官として開拓使に赴任したことから、情勢は大きく変わってゆく。同年7月、北海道及び樺太を視察した黒田は、同10月、政府に北海道経営に関する建議を提出し、このなかで、分領支配の廃止、北海道・樺太の経営費の大幅な増額、石狩国への鎮府の設置などを主張した。さらに黒田は、分領支配といった旧権力に依存する形での北海道開拓のあり方を批判し、「風土適当ノ国」(＝アメリカ)から「開拓ニ長ズル者」を雇い、その指導の下に開拓を進める考えを表明した。

このようにして、1872年1月、以後の10年間に定額金1,000万円を投下する、いわゆる「開拓使10年計画」が開始される。1882年(明治15)1月の開拓使廃止時まで、実際に北海道に投下された国家資金は、当初計画の2倍以上の2,144万円余に達していたが、これによって土族・屯田兵の移住、幌内炭鉱の開発、官営工場の建設、集治監の建設などが進められた。

その後、開拓使廃止後の北海道には、地方行政機関としての函館、札幌、根室の3県が設置された。その際、開拓使の実施した官営諸事業は、中央の関係各省に分割されたが、翌83年1月、農商務省内に北海道事業管理局が設置され、調整機関としての役割りを果たすことになった。いわゆる3県1局時代の始まりである。

しかし、中央機関である農商務省北海道事業管理局と地方行政機関である3県との関係は、

必ずしも円滑ではなく、1885年に道内を巡視した太政官大書記官金子堅太郎の「北海道三県巡視復命書」に指摘されるような、数多くの問題点を生じさせた。このため、3県期の北海道開拓は、移民事業を例にとるならば、「北海道移住士族取扱規則」による函館県上磯郡木古内村、札幌県空知郡岩見沢村、根室県釧路郡鳥取村への士族移住を除いて、ほとんど進まなかった。

そして、1886年(明治19)1月、太政官制から内閣制への転換という官制改革の一環として、北海道の3県1局という不自然な統治体制の解消が意図され、新たに北海道庁が新設された。道庁の管轄区域は北海道及び千島であり、基本的には地方行政機関であった。だが、道庁のトップは、府県のように知事ではなく長官と呼ばれ、当初は、内務大臣ではなく内閣総理大臣の指揮監督下にあったことや、屯田兵制度や集治監の業務を担当していたことなどから、単純な意味での地方行政機関ではなかった。

さて、初代道庁長官に就任した岩村通俊は、1887年5月、全道の郡長・区長を集めて行った「施政方針演説書」において、周知のように「直接保護」政策から「間接保護」政策への転換を明らかにした。それは、岩村の言をかりるならば、「自今以往ハ、貧民ヲ植エズシテ富民ヲ植エン」という政策であり、「是ヲ極言スレバ、人民ノ移住ヲ求メズシテ、資本ノ移住ヲ是レ求メント欲ス」というものであった(北海道庁『新撰北海道史』第6巻)。

このような間接保護政策は、とりわけ、移民政策において顕著であった。すなわち、道庁設置以前の移民を「渡航費ヲ給与シテ、内地無頼ノ徒ヲ召募」し、北海道全体を「貧民ノ淵藪」とする行為であると批判する岩村は、以後の移民政策の重点を、従来のような「貧民」ではなく「富民」に、言い換えれば「人民ノ移住」ではなく「資本ノ移住」に求めようとしたのである。

そのためには、北海道が「資本ノ移住」にとって適恰な条件を備えた地でなければならない。具体的には、土地政策の変更である。すなわち、明治以降の北海道の土地政策をみると、明治初年の段階で全道を無主の国有地とみなした政府は、1872年に「北海道地所規則」及び「北海道土地売貸規則」を制定し、これによって移住者への土地処分を行っていた。だが、その処分面積の上限は1人10万坪(=33.3町歩)とされ、内地の資本家が、北海道で広大な農場や牧場を経営するにはやや無理があった。

そこで、1886年に前記の両規則は廃止され、新たに「北海道土地払下規則」が制定された。この規則の最大の特徴は、その第2条にあった。土地処分面積は、一応1人10万坪を限度に無償貸与されたが、「盛大ノ事業ニシテ此制限外ノ土地ヲ要シ、其目的確實ナリト認ムルモノアルトキハ、特ニ其払下ヲ為スコトアルヘシ」という但し書きがあって、制限外の土地処分を行うことが可能であった。事実、明治20年代後半になると、全貸下面積に占める10万坪以上貸下の占める割合は徐々に上昇し、1894年(明治27)には、前年の8.6パーセントから36.9パーセントに増加し、以後も30パーセントを越えている。

このような大土地所有形成の流れは、まさに内地資本の要求に沿ったものであり、それは、やがて1897年(明治30)の「北海道国有未開地処分法」の制定に帰結していったのである。

一方、こうした北海道国有未開地の大量処分と平行して、明治20年代に入ると、内地農村から多数の北海道移民が流入し始めた。1886年から1922年(大正11)までの36年間でみると、北

海道への流入人口は、明治20年代後期の3万人台が同30年代には5～6万人台となり、大正前期には最多の8万人台となっている。

この36年間の移住者総数は約201万人に達しており、これらの人々が、近代の北海道開拓にさまざまな形で関わったのである。

三、移民規則と開墾労働の強制

前節でも触れたように、1886年の北海道庁設置と共に、北海道の開拓政策は直接保護政策から間接保護へ転換した。これを、移民政策の上でみると、開拓使時代以来の移住者への渡航費支給や各種の扶助（小屋掛料・農具・家具の給与）といった直接的な保護政策は、屯田兵や幾つかの例外的な団体移民の場合を除いて廃止され、移住者は、自己資金による移住を原則とした。

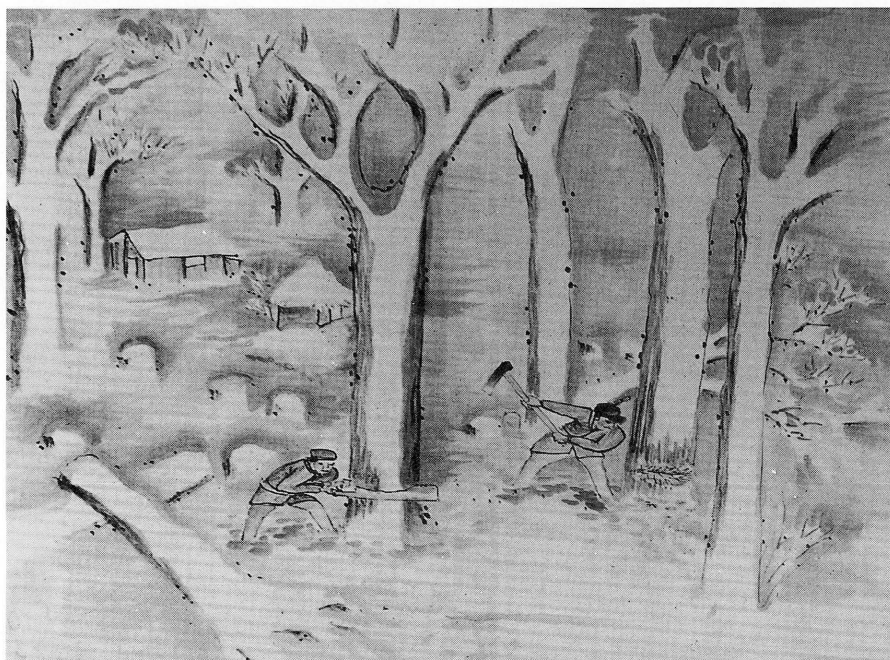
これらの移住者に対し、北海道庁を始め官側は開拓労働への取り組みをどのような形で期待していたのだろうか。明治20年代の札幌において、設立されたばかりの北海道庁第一部記録課長を務めていた村尾元長は、1891年に著わした『移住案内北門之鍵』において、「移住の心得」の「第一」に心がけるべきこととして、次のように述べている。「北海道は我国の金庫なりとは世人が北海道の価値を称賛する通言なり、移住を企つる内地の人々が、往往此言を信するの厚きよりして、北海道に渡航すれば金儲も自在なり、資本もなく方法もなく偶然渡航しても相応の職業にあり付て、一二年間には安楽に生活するを得べしなど思ひ、さしたる準備もなく移住する者がいるが、それは大きな誤まりである。「北海道は金庫は金庫たるに相違なし、去れども其庫中の一物を得るには、相当の資本を投げ忍耐勉励するに非ざれば得る能はざるなり」。

このように、村尾元長は、北海道移住で成功するには、「相当の資本」と「忍耐勉励」が必要であるとして、「軽挙に移住すべからず」とさえ指摘する。

さて、明治20年代に入って急増した北海道移民に対し、北海道庁は各種の移住手引書を作成しているが、1906年（明治39）発行の北海道庁第五部『開墾の葉』は、「移住者の決心」と題する項において、次のように記している。

北海道の仕事は府県に比ぶれば利益多しと雖も、其の利益は正直に勉強して得らるべきものにて、軽薄なる怠惰なる人には得らるべきものにあらず、故に定りたる目的もなく万一の僥倖しあわせを希ひて、彼方此方と迷ひ歩く人は必ず失敗に終るべし、此の類の人は是迄の移住者にも少なからず、仕事を変へ居所を換へて迷ひ居る内に、持ち来りし資本は皆費ひつくし仕事は一も成し遂げず、其の上「山師」とか「気の定らぬ人」とか評せられて終に世人に疎んぜられ、身の立場もなきに至るなり。

このように、北海道開拓において成功者となるためには、日常の地道な開墾労働を持続させてゆくことが何よりも重要であるという。そして、「行末に楽しき目的を持ち堅き決心を以て開墾に従事するときは、自然に勇氣も出て勉強耐忍の心を生じ、色々の困難に逢ふも容易く之に打勝つ」ことができるという。



雪中の伐木—札幌村の開拓（明治11年）

（「上島氏開拓絵巻」より）

また、「風俗の事」では、開墾労働の実施にあたって、「協同一致」、「相互救護」、「^{たすけあひ}勤儉貯蓄」の必要性を説く一方で、「団体移住者に在りては、協同して各自^{めいめい}応分の金銭や穀物を貯へ、或は祝日祭日の外一切酒を飲むことを禁ずる等の規約を結ぶものあり」と、過度の飲酒や賭博の禁止を求めている。

以上みてきたように、北海道庁の発行した『開墾の葉』にみえる開拓者像は、眼前の開墾労働にひたすら打ちこむことが理想とされ、その延長線上にやがては、「一^{ひとかど}廉の土地は立派なる耕地となり、穀物も蔬菜も豊かに育ち、生計にも^{くらし}余裕^{あまり}を生」じるという、希望に満ちた開墾地の生活が到来するというのである。このような『開墾の葉』の記述は、多くの北海道移住者に対して、渡道後の将来に大きな夢を与えるものであったといえる。但し、それは、幸運にも自己の所有する土地が入手できた場合であるが。

なぜならば、明治30年代以降の北海道では、1897年の「北海道国有未開地処分法」の制定・公布によって内地資本による大土地所有が急激に進行し、一般の移住者は、1戸当り15,000坪（＝5町歩、この面積が、当時の最小の営農単位とされていた）の土地貸下げを道庁に申請することは可能であったが、自費移住が原則のためその実現は極めて困難となりつつあったからである。したがって、団体移住などの場合を除いて、一般の単独移民の場合には、開墾小作者という形態での移住が圧倒的に多かったのである。

そのような事例として、北越殖民法を取りあげてみよう（以下の記述は、関矢マリ子『野幌部落史』昭和22年、による）。

この北越殖民法は、1886年（明治19）1月、新潟県長岡の地場資本を基盤に設立された移民

会社で、その目的は、地主制の進展で小作人の地位に苦しむ新潟県下の農民を北海道へ移住させ、自作農への道を開こうというものであった。同社は、86年道庁から札幌郡江別村（現在の江別市野幌地区）の未開地307万坪地の貸下を受け、具体的な移民の募集活動に着手した。

北越殖民社の募集した移民には、1890年の場合、普通移民と独立移民の二種類があった。前者は、渡航費をはじめ小屋掛料、農具、20ヶ月間の食糧費を会社側が貸与し、その半額を4年間据置きの上、5年目より10年賦で返済させると共に、3年間に1戸分の区画15,000坪を懇成した者には、その半分の7,500坪を分与する契約であった。また後者は、原則として自費移民であり、移住後5年以内に自己引受地の開墾を行うことが義務づけられ、それに成功した場合、全体の9割が自己所有、残りの1割が会社所有という契約であった。そして、この期限内の未墾地は、会社に返却することになっていた。

北越殖民社農場への小作移民の入地は1886年6月に始まり、1890年6月には新潟県魚沼郡、蒲原郡などから多数の移民が入地して、6月19日現在、戸数135戸、人口632人に達していた。

これらの移民達を管理するために、北越殖民社では、「申合規約」、「婚姻養子出産其他祝之節心得」、「普請之節心得」、「死葬之節心得」といった諸規約を、1891年にかけて相次いで制定した。いま、全14条から成る「申合規約」の内容を一部紹介してみよう。

第二条 凡ソ事ヲ為スニハ忍耐セザルト勤勉倦マザルトニヨリテ成就スルモノナレバ、須ク寸陰ヲ惜ミ刻苦労働シ、以テ各自ノ目的ヲ達スベキ事

第五条 専ラ簡約ヲ旨トシ、假令些少ノ金穀ト雖ドモ猥リニ消費セザル様心掛クベキ事

このように、開墾の成功という「各自ノ目的」を達成するためには、「忍耐」と「勤勉」、「寸陰」を惜しんでの「労働」が必要であり、日常生活では、「節約」を以て臨むべきだという。そのための日課として、第10条では「毎朝神仏祖先ヲ礼拝スル事」といった具体的事項が挙げられているが、その中には、

一、謂レナク休業シ、若クハ他人ヲ教唆シテ休業セシムベカラザル事、

一、眼前ノ利ニ惑ヘ農業ヲ怠リ漁業雇、日雇稼等ニハ決シテ他出スベカラザル事、

といった規定があり、安易に現金収入を得るための日雇労働に走ることなく、開墾に真剣に取り組むべきことを求めている。

さらに第12条では、次のようなことを禁止している。

第十二条 左ノ事項ヲ禁ズルコト

一、三大節祝日ト雖ドモ乱酔スル事

一、親族ノ外金銭ノ貸借スル事

一、日中飲酒スル事

一、農業時間中必要ナクシテ他家へ往来スルコト

一、雑談遊戯ノ為集合スルコト

一、午後十一時過ギ他家へ出入スルコト

一、祝日家祭ニアラズシテ他家ニ出入スルコト

これらの規約は、北越殖民社本社の「指導」とはいえ、それに違反した場合には、その回数と行為の軽重に応じて、「違業ノ償」として「一日以上十日以内ヲ限り本社ノ命令ニ従ヒ、公

共普請又ハ道路掃除等ノ役夫ニ従事」しなければならなかった（第14条）。

さらに同社は、野幌部落への移住後10年を経た1898年（明治31）にも、再度「節約規約」全9条を定めた。その中の「若者共打集り、出シ合ト称シ飲食スル事見合申事」、「平生ノ食事ハ儉約第一唐黍ヲ食候様致スベキ事」といった条項から明らかなように、この「規約」は、日常生活での細かな干渉と統制を意図している。

北海道庁『開墾の栞』やこの北越殖民社の規則にみるかぎり、そこには、ひたすら開墾という自己目的の達成に向けての献身的努力が、一定の強制力を伴ないつつ移住者個々人に求められていた。その一方で、開拓地の単調且つ過酷な生活を癒すべき遊びや娯楽といった点に関しては、三大節や祝日、家祭を除いて、飲酒と賭博の禁止が再三にわたって強調されているのみであった。このことは、逆にいえば、これらの問題が道庁や移民会社の幹部にとっては、最大の懸案事項であったことを示している。

事実、明治20年代初頭の北越殖民社農場の成立期には、前記のような「申合規約」その他によって移住農民に厳重な生活規制を加えていたにもかかわらず、自らの「怠慢」によって開墾を遅延させ、殖民社に「御詫書」の提出を求められる者がいた。あるいは、当時の殖民社社長関矢孫左衛門の次の手記にみえるように、規約を無視して日雇や賭博に走る者もいた。

開墾播種農作ニ勉強スベキニ炭焼薪等ヲ製スル者多ク、日ニ之ヲ汽車ニテ小樽札幌等へ送り利益ヲ獲ルニ従ヒ、酒ヲ飲ミ魚ヲ食ヒ博奕ヲ為ス者アリ。為互ニ負債ヲ生ジ商人ニ借方多ク且開墾寡ク食スル能ハズ、遂ニ夜逃同様他地方ニ退転スルアリ、且ツ他地方ノ土地善良ナルヲ聞キ引越又ハ多少ノ儲蓄ヲ頼ミ貸下地ヲ願フテ転居スルアリ、又土方雇人等ヲ金銭利益トナシ之ニ行ク者アリ。社員有志輩之ヲ愁フモ遊惰是ヲ強テ止ムル益ナシ。

このような状況を脱して、北越殖民社農場が一つの地域社会としてのまとまりをみせるのは、明治30年代に入ってからのことであった。とはいえ、それは、地主-小作関係という根本的な矛盾を内包した上でのことであったが。

四、開拓民の手記にみる労働と遊び

この節では、官側の意向や移民規則といったものとは次元を異にする、具体的な開拓民の手記によりながら、移住者の労働の実態に接近してみたい。ここで取りあげるのは、(1)『渡辺勝・カネ日記』（帯広市社会教育叢書第7巻、1961年）と(2)『岡田新三郎日誌』（十勝支庁虫類村役場、1960年）である。

(1) 『渡辺勝・カネ日記』の場合

渡辺勝^{まさる}（1854～1922年）・カネ（1859～1945年）夫妻は、静岡県那賀郡大沢村で1882年（明治15）に設立された北海道開拓を目的とする晩成社の幹事として、1883年に北海道十勝国河西郡帯広村（現在の帯広市）に移住した。

晩成社とは、82年に伊豆の豪農依田佐二平、同善吾、同園、同勉三の4人を中心に設立され、

発起人代表は依田勉三であった。勉三は、1853年に生まれ、70年郷里の伊豆から横浜に出て英学を学び、さらに福沢諭吉の慶応義塾に学ぶなかで、諭吉や二宮尊徳の感化を受け、「開拓報国」の志を抱くようになった。最初小笠原島を探查した勉三は、さらに北海道に着目し、1881年7月、単身渡道して開拓地の調査を行った。その上で、翌82年1月に晩成社を創設し、勉三は副社長に就任した。この晩成社に設立当初から参加した渡辺勝は、1854年に尾張国名古屋で生まれ、上京して勉学中の1877年、勉三と知り合った。そして、以後勉三等と行動を共にするのである（萩原実編『北海道 晩成社 十勝開発史』名著出版、1974年）。

1883年（明治16）4月、勝は横浜共立女学校で旧上田藩士鈴木親長の長女カネと結婚し、直ちに北海道十勝に向かった。この時、カネは同行せず、同年10月に来道する。

勝は、1883年から93年まで帯広村オベリベリの開墾に従事したが、この間の記録が、この日記である。最初は勝一人の日記であったものに、翌84年10月頃から妻カネの筆跡が交りはじめ、やがて、そのほとんどがカネの筆になるという。この意味において、「渡辺勝・カネ日記」は、いわば「夫婦の間に解放されていた日記」（同書「解題」）なのである。なお、勝夫婦の日記は、現在1896年までの計8冊が残されているが、本稿では、移住直後の1、2冊を中心に考察を進める。

いま、日記の具体的な内容に入る前に、4月以降の勝等の動きを簡単に紹介しておこう。4月10日、晩成社一行は横浜を出帆し、海路函館に向かった。14日函館に到着し、そこから目的地の帯広村まで海行隊と陸行隊に分かれ、勝は前者に加わった。途中、襟裳岬沖で遭難した海行隊が、帯広村に到着したのは5月14日のことで、4月18日の函館出発以来1ヶ月近くを要していた。この日、勝は「後三時帯広村ニ着ス 安着喜ヒニ不堪 依田君モ又来ル 鈴木依田生ト晩酌シ互ノ安全ヲ祝ス」と記している。

翌5月15日、地元十勝アイヌのリーダーであるモチャロクの家を借りて晩成社の事務や開墾地の調査を開始し、勝は会計を担当することとなる。そして、5月18日には「耕耘」に着手し、19日（土）午後には、「耕耘」の後に夏大根と玉蜀黍の種蒔きを行ったが、「是レ生十勝国ニ於テ初メテノ種蒔キ」であった。その後、月末にかけて本格的な開墾に取りかかっているが、もともとインテリの勝には過酷な労働であったというべきだろう（勝は、1878年から83年まで、勉三の兄佐二平等が創設した私立豆陽学校の教員であった）。

5月30日（水）には「晴又雨」の天候のため、「耕耘ノ為メ手ニマメヲ生シ痛甚シ 依テ休業シ部屋ヲ掃除ス」と記している。さらに翌31日も「曇」のこともあって、「手痛甚シ 農業ヲ休ム」、そして函館から持参した「タオルトン」を飲み、気分転換を図っている。

では、第1冊を中心に日記の具体的な記述をみてゆこう。まず、帯広村に移住直後の6月、最初の一週間の状況を次に紹介しておきたい。

六月一日 金 晴 前社用ニ従事シ会計ヲ為ス 後文助氏ニ頼ミ陸稻等ヲ蒔ク

○二日 土 雨 社用従事シ会計ヲ為ス

○三日 安 晴 今日当村土人ト親睦ノ会ヲ開ク 則チ オテナモチャラクノ家ヲ借テ土人ヲ集メ酒ヲ与ヘ モチャラクモ又手製ノ酒ヲ生等ニ進ム 又本日移住人一同依田君ノ饗応ニ与ル 道中ノ事等ヲ互ニ語り合 興ヲ尽シテ終ル

○四日 晴 月 キビ ササギ インギン等ヲ蒔ク

○五日 晴 火 前耕耘 後木ヲ取り又耕耘ス 夜ワインヲ飲ム 是レ鈴木兄ノ作ル処ノモノナリ

○六日 水 晴 耕耘後十勝石ヲ集メル 夕飲酒 明日大津行キノ用意ヲ為ス

○七日 木 雨 大津ニ行カント用意ヲ為ス 雨不止ヲ以テ明日ニ延引ス 生米尽キ 魚耳ヲ食ス 夜家父及徳沢兄ヘノ書ヲ認ム

勝の以上の日記から、まず最初に指摘されることは、開拓者の常として、毎日の天候に注意を払っていることであろう。例えば6月16日は晴天であったが、「耕耘 馬铃薯ヲ蒔ク 昨日ヨリ気候大ニ変シ熱甚タシ 験温器九拾度ニ至ル」との記述があり、馬铃薯の栽培などにあたっては、天候だけでなく、「験温器」といった装置を用いていた。この時期の播種は、秋以降の作物の収穫に大きく影響するため、細心の注意が払われたのであろう。

また、以後の勝の日記にもみられる傾向であるが、彼の労働のパターンは、月曜から土曜までの晴天の日はほぼ「耕耘」＝開墾に従事し、曇や雨の場合には、「社務」としての会計の仕事や休息にあてていた。同年7月20日の記述をみてみよう。

○二十日 金 曇天 気分悪敷 強テ一時間斗野ニ出テ草ヲ切ル 気分益々不決 依テ終日臥シテ旧書及詩書ヲ見ル

この日は、たまたま前日の19日に「終日耕耘」を行って、「気分不快」だったことも関係していよう。同31日の場合は雨であったが、「前社ニ至リ会計ス 後木採ル 又小屋ヲ作業ス」とある。

また、土曜の次には「安」とあるが、いうまでもなくこれは、キリスト教の「安息日」＝日曜を意味する。勝自身、名古屋から上京して勉強中の1877年（明治10）1月、スコットランド出身の伝道師ワッデル（Waddell）から洗礼を受け、同10月からは築地の神学校に通学していたという過去があった。移住後の1893年には、禁酒会の活動を行うなど、この時期の勝は、キリスト教に深く帰依していたようであるが、晩年はその信仰を棄てている。なお、勝の妻カネは、横浜のミッションスクール共立女学校を卒業しており、1945年の死に至るまで、終生彼女のキリスト教への信仰は変わらなかった。

さて、6月3日以後の安息日の勝の行動をみると、

○十七日 晴 安 終日社務ニ係リ会計ヲ為ス

○二十四日 曇 安 終日社務ニ係リ会計ス

○七月一日 安 晴 社務ニ係リ会計ス

とあり、6月中はほぼ晩成社の会計事務に没頭しているかにみえる。しかし、7月に入るとやや余裕がでてきたのか、「会食」（7月15日）などの記述もみられる。そして、7月29日には、帯広村の地元民への伝道計画の相談なども行っている。

二十九日 曇 安 朝物品渡シノ為メ社ニ出ツ 後一時ヨリ村民一同弊屋ニ集会道路ノコト等ヲ談シ 且ツ毎日曜日主ノ道ヲ講スル事ヲ談ス 来聴ヲ請フ者数人（下略）

但し、これ以外同年中の安息日に、勝が伝道活動を行った形跡はみられない。

5月から7月にかけて、「耕耘」が中心であった開拓地の労働は、9月以降、北海道の自然

が冬に向かって急激に傾斜してゆく中で、収穫と木挽が中心となってゆく。9月9日の安息日は、晴天のため「朝大ニ冷 綿入羽織ヲ着用ス」る程であった。おそらく、「内地」では実感できない体験であったろう。その翌朝、同じく快晴であったために初めて霜が降りた。

この頃から、越冬用の食糧を確保するために鱒漁を始めた。それには、先住のアイヌの人びとの協力による所が大きかった。

○十八日 火 曇 後四時ヨリ雨 朝来村民六七名ト共トニ^(ママ)帯広川ニ網ヲ以テ鱒漁ヲ為ス
四拾四尾ヲ得タリ

9月下旬になると、初夏の頃に植えた南瓜や小豆の収穫、稗刈りに多忙な毎日を送っているが、25日には朝霜で「野菜皆枯ル」という悲惨な目にもあっている。

10月4日、地元のアイヌのウキンコトレから「初メテ鮭魚ヲ貰」い、勝は「味極メテ美ナリ」と記している。このため、11月に入るとしばしば鮭漁に出かけた。また、10月30日には、木挽作業の後、アイランケを伴ってブドウ取りにも出かけている。このように、5月14日の帯広村入植以来の勝や晩成社員の開墾生活は、さまざまな面においてアイヌ民族の暮らしの知恵に依存していたのである。

そして11月14日、勝が「昨夜来降雪 是初雪ナリ」と記しているように、この帯広村にも本格的な冬が到来した。12月2日の安息日には、午前10時に雪が止んだが、積雪量は「壹尺五寸斗」にも達した。さらに寒気も厳しくなり、6日には寒暖計がマイナス25度にまで下がった。これらは、勝にとってすべて初めての体験であった。12月23日には、妻カネの兄で同じ晩成社員の鈴木充太郎が来訪し、「共ニ祈禱讚美」した。同30日の安息日にも「鮭漁」を行った勝は、翌31日も、「薪キハリ」(=薪割)で終日すごし、このようにして帯広村での1884年は過ぎ去ったのである。

以上、ごく大づかみに、渡辺勝の帯広村での8ヶ月間の生活について述べてきた。季節の推移によって、開墾労働の内容も変化しているが、最後にこの間、連日の厳しい労働をその裏面において支え、精神と肉体の再生産を補完する役割りを果たしていた遊びの問題について触れておこう。

帯広村入地以来、勝の日記にみえる余暇の過ごし方には、読書、談話、飲酒、詩作・読詩及び詩会への参加といったことが挙げられている。彼がどのようなものを読んでいたのか明らかではないが、『コッテージライフ』や『ケプロン氏報告書』(ケプロンとは、1871年来日した開拓使のお雇い外国人で、もとアメリカ連邦政府第2代農務長官ホーレス・ケプロン Horace Capron <1804~1885>のこと)、『福音新報』、「新聞紙」などの書名が記されている。この限りでは、純粹に読書を楽しむというのではなく、開墾生活を送る上での情報を得たり、あるいは勝の信仰心を深めるためといった、多分に功利的な意図があるようにも思われる。

それよりも、勝の単調な日常生活に一つの潤いを与えたものがあるとすれば、それは、同じ晩成社の移住仲間達やアイヌの人びとの交流——しばしば、詩会、談話、飲酒といった形態のもとになされたが——であった、というべきであろう。

なお、この1884年12月23日の日記は、「安」の代わりに「日」と記されており、翌85年初期には、両者が併用されているがやがて「日」に統一されている。これは、勝のどのような意識

を反映しているのだろうか。

(2) 『岡田新三郎日誌』の場合

岡田新三郎(1863~1944年)は、群馬県新田郡島之郷村に平民の子として生まれ、1881年(明治13)に群馬県尋常師範学校正科を卒業、小学校訓導になった。85年、農業に従事しながら理化や数学の勉強を始め、87年明治法律学校(後の明治大学)に入学し、卒業後は同校に勤務していた。しかし、1892年(明治25)、突如として北海道移住を志し、4度にわたって道東地方を調査し、94年5月十勝国当縁郡当縁村字忠類(現在の十勝支庁広尾郡忠類村)に移住、1900年(明治33)5月までこの地で開墾生活を送った。この最初の3年間の記録が『岡田新三郎日誌』全3巻(第1巻-1894年、第2巻-1895年、第3巻-1896年)である。

新三郎の日誌第1巻は、1894年(明治27)6月1日から始まる。

六月一日 曇 上七十三度 中七十五度

始メテ開墾ニ着手ス。墾スル四十坪、疲労甚シ。両掌豆七箇生ス、皆ツブセリ。八時半ニ起業シ七時ニ終ル。(下略)

同二日 曇 上五十五度 中五十七度

午前七時就業。午後六時迄前日墾セン地へ牛房(三十坪)及試験ノ為オカボ(十五坪)ヲ蒔ケリ。午後六時ヨリ九坪斗リ墾セリ。又藍壺坪試験ノ為蒔ケリ。午後八時終業ス。非常ニ苦辛、晩際ニ至リテハ直立スル能ハサルニ至レリ。就床后モ手体痛ヲ起シ熟睡スル能ハス。十分手ヲ握ルコト難ク、如何ニ熱心ナルモ永続スル能ハサルノ念起スルニ至レリ。(下略)

以上、2日間の日誌の引用から、新三郎の忠類原野での開拓が、彼にとっては極めて厳しい状況の中でのスタートだったことが読みとれる。新三郎も、生家が農業とはいえ、晩成社の渡辺勝と同じく、どちらかといえばインテリの階層に属していたからである。

さて、日誌の最初に必ず天候の記載があるのは、勝の日記と同様である。しかし、新三郎は、それにとどまらず、毎日の温度を2回ないし3回記録している。日誌冒頭の凡例に彼は、「誌中寒暖計ノ記入ハ上ハ午前六時、中ハ正午、下ハ午後六時半ノ事」と記しており、したがって、6月1日の場合は、午前6時の記温がカ氏73度、正午が同75度の意味となる。

たしかに、開拓者にとり未知の北海道で植物を順調に成育させるためには、天候と気温は重要なデータとなる。だが、すべての開拓者がこのように詳細なデータを残したわけではない。新三郎は、もともと理化・代数・幾何等の自然科学に造詣が深く、それが、日誌へのこのような記録の原動力となったのではあるまいか。

それにしても、開墾労働という初めての体験は、連日新三郎の肉体に最大限の苦痛を与えた。

6月3日は、午前8時に作業を開始して午後6時に終えたが、この35坪の「新墾」で大いに疲労し「午後ニ至リテ右方ノ脇腹痛ク閉息セントスル其苦難言ハン方ナシ。身体万一ノ障碍ニモト早く終業」した。その後も、「例時就業ス。左手痛ミ殊ニ瘤生シ茶碗等モ持ツ能ハズ」(6月6日)、「左手ハレ痛ミ甚敷(所謂コーデ)就業スル能ハス、終日休業セリ」(6月7日)といった状況が続き、「身体疲レシ故早仕舞セリ」(6月22日)、「身体モ疲レニヨリ中飯前休業」

(6月23日)、「昼頃右ノ手甲痛ミ、左ノ二ノ腕痛ミ始メシモ堪ヘテ晩際迄勉メリ」(6月29日)と、新三郎の肉体は満身創痍の感があった。それでも彼は、6月の最後の頁に「此月ハ生来初メテノ労働セシモ、精神ニ至リテハ反テ壮快ナリ」との率直な感想を記している。

この間の新三郎の日課ともいべき開墾労働は、午前7時もしくは8時に作業を開始し、午後6時に終了するというのが、一般的であった。そして、しばしば「例時就業」と日記に記されているように、雨天とか体調不良でないかぎり、彼の仕事の進め方は、現在の私達が通学・通勤するかの如く、一定の規則性をもって遂行されている。

また、播種にあたっては、「種蒔地ノ作法、巾三尺ノ地ヲ画シ双傍ヨリ起シ上ケ、其上高二列ニ一穴二粒ツド種蒔セリ。最南ノウネニハ試験ノ為ノウネニ一列一穴ニ一粒ヲ下種セリ」(6月14日)、「芋畝ノ最北ノウネニハ大種ヲ蒔キ、次ノウネニハ細種ヲ蒔ケリ。秋時其収獲ヲ試サン為ナリ」(6月24日)といった工夫を行っており、温度の記録にもみられた新三郎の科学的・合理的精神が、いかんなく発揮されている。

このような精神を持ちあわせた新三郎であるから、週間労働も合理的に進めようと意図していた。忠類原野に入植して3年目にあたる1896年(明治29)6月21日の条には、次のような注目すべき記述がある。

同廿一日 雨

此日ハ日曜故午後ハ休業ナルモ、夜前ヨリ降雨ノ為メニ畑ニ出ツルヲ得ズ。不得止家居芋粉造ヲ為セリ。本日ヨリ以後ハ日曜毎ニ半日休業スルコトニ定メ、本日執行始トシテ休業セリ。

すなわち、この6月21日以降は、毎日曜日に半日間休業するというのである。以後の彼の日記をみると、「本日ハ日曜日ナルヲ以テ午後ハ休業セリ」(6月28日)、「午後ハ日曜ニ付休業セリ。余ハ午後魚釣ヲ為セリ」(7月4日)とあって、3週間ばかりは日曜日の半日休みを実践していることは明らかである。但し、その後も継続的に実行していたか否かは、彼の日記からは確認できない。が、8月15日は「此日旧七夕ナルヲ以テ終日休業」の上、「魚釣」に行き、8月21日は「旧盆ノ迎ヒ日故盆棚ヲ造ル為メ早仕舞」、23日から24日までは、旧盆の14日から16日にあたるために「終日休業」とするなど、日本人としての伝統的な習慣を休日として利用している。

さて、こうした開拓の間の楽しみは、新三郎の場合、魚釣と読書であったようだ。魚釣の記録は、1894年6月7日が初めてであるが、その後もしばしば行っている。もちろんこの魚釣には別の目的もあった。1896年8月13日の条に、「余宇ハ午後魚釣ヲ為ス。本年ハ意外ニ漁ナク、用意ノ魚貯蓄スル能ハサルノミナラズ、日々ノ食料ニモ事^{つか}間ヘシニ此日ハ少ク漁アリ」とあるように、食料の補給である。しかし、それは、魚釣の結果として生じたものであろう。翌9月に入ると連日雨が降り、「終日降雨打続キ不相変休業ス。晴天ノ日釣ナキハ閉口セリ」(9月13日)と記している点に、新三郎の真意があるように思われる。

また、読書については、とりわけ新聞が彼の最大の楽しみであった。1894年7月7日、「6月26日ヨリ30日迄分ノ東京読売新聞付録送ラレタリ。其喜敷事不限」と新三郎が記しているのは、その現われである。また、彼の入地した開墾地から程遠くない所に忠類仮駅通があり、新

三郎はここに出向いて入浴や新聞を読んでいる。その他、『北海之殖産』といった北海道の農業雑誌を知人から借用するなど、活字文化が彼の精神的支えの一端をなしていたのである。

五、おわりに

これまで明治10年代の帯広村と同20年代の当縁村——両村は、十勝国の東と西に位置するが——に入植した、晩成社員渡辺勝・カネ夫妻の日記と岡田新三郎の日記によりながら、明治中期の北海道開拓民の労働と遊びの問題についてとりあげてみた。だが、これまで両者の日記の内容分析を通じて明らかにしたように、これらの日記の記述は、明治初期北海道の開墾労働の厳しさを生々しく伝えているとはいえ、それがすべてではない、ということである。

渡辺勝夫妻や岡田新三郎の場合には、端的に言って、まだ毎日の作業の後に日記を記すことができたという、一種の精神的余裕が感じられるのである。同時期の北海道に來住した一般の開拓移民の大部分は、そのような精神的・肉体的余裕すら持ち合わせないままに、小作制農場での強制された開墾に立ち向かわなければならなかったのである。勝や新三郎の場合は、北海道への移住の動機が、自発的であったこと一つを取りあげてみても、まだしも恵まれていたというべきであろう。

それにしても、北海道へ移住した人びとが、開墾を通してこの北の大地に執着したのは、どのような理由によるのだろうか。もちろん、土地所有という内地農民にとっての夢を、実現できる唯一の場がこの北海道であったということは否定できない。

だが、それだけではない。明治10年代の旧名古屋藩主徳川慶勝旧家臣の山越郡遊樂部原野(ママ)(現在の渡島支庁八雲町)での開拓状況を記した文献に、「破壊は面白いものである。征伏は面白いものである。建設も亦面白いものである。而して破壊即ち征伏、征伏即ち建設の場合にはそれが最も面白い。開墾は即ちこれであった。自然の破壊は即ち人間が自然に対する征伏であった。自然の征伏は即ち人力の建設であった」(都築省三『村の創業』実業之日本社、1917年)という記述がある。あるいは、東旭川屯田兵村の記録にも「雪中の伐木は実に壯絶快絶のものにして、天に聳る大樹がめりめりと倒るゝ様轟然として地響と共に積雪の飛散する光景、文士をして此の開拓作業の光景を叙せしめんか恐らく数十頁の一大美文を構成すべく(中略)巨大幹大蛇の雪中に野駄打倒したる有様は、爽快其者の極致なりとして措かん」(『東旭川五十年史』1941年)という記述がある。

これらの開拓を記した著書にみられるように、伐木・開墾という作業そのものが、北海道移民にとって一つの魅力ある行為であった。このような行為を通して、自然を征服しようとする移住和人の自然観は、先住のアイヌ民族のそれとは、全く立場を異にするものであった。